

改正案	現行
<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条の八 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>イ 二 （略）</p> <p>ホ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>へ 〳ル （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（取締役等の兼職の認可の申請等）</p> <p>第七条 銀行の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとする</p>	<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条の八 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>イ 二 （略）</p> <p>ホ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書</p> <p>へ 〳ル （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（取締役等の兼職の認可の申請等）</p> <p>第七条 銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第七条第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするとき</p>

るときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀行を經由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2～7 (略)

8 法第十六条の二第二項第八号二に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及び八からチまで、第二号、第三号ロ(イ)、第四号(八に係る部分を除く。)、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。とする。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

は、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀行を經由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2～7 (略)

8 法第十六条の二第二項第八号二に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及び八からチまで、第二号、第三号ロ(イ)、第四号(八に係る部分を除く。)、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。とする。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

八 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名

二丁チ（略）

二丁七（略）

2）5（略）

（合併の認可の申請）

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一）八（略）

九 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の定款、取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二丁十四（略）

（会社分割の認可の申請）

第二十二條の二 銀行は、法第三十條第二項の規定による会社分割の

八 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名

二丁チ（略）

二丁七（略）

2）5（略）

（合併の認可の申請）

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一）八（略）

九 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の定款、取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二丁十四（略）

（会社分割の認可の申請）

第二十二條の二 銀行は、法第三十條第二項の規定による会社分割の

認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行った後における銀行の定款、取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二～十五 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行った後における銀行の定款、取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書、営業所の位置及び当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二～十五 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ (略)

ロ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並びに取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

八・二 (略)

（銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の六 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

イ・ロ (略)

八 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

二 合併

イ (略)

ロ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社の定款並びに取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

八・二 (略)

（銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の六 法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

イ・ロ (略)

八 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

- 二丁ヲ (略)
- 三丁六 (略)
- 2 (略)
- 3 一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 (略)
- 二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)
- イ (略)
- ロ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書
- ハヽル (略)
- 三丁六 (略)
- 4ヽ6 (略)
- (銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)
- 第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は

- 二丁ヲ (略)
- 三丁六 (略)
- 2 (略)
- 3 一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第五十二条の九第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 (略)
- 二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この項において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面(当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)
- イ (略)
- ロ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書
- ハヽル (略)
- 三丁六 (略)
- 4ヽ6 (略)
- (銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)
- 第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は

、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

八 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

二ノヲ (略)

三ノ六 (略)

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書面

イ (略)

ロ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

ハヽル (略)

、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

八 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

二ノヲ (略)

三ノ六 (略)

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書面

イ (略)

ロ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ハヽル (略)

三丁六 (略)

3 3 6 (略)

(銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請)

第三十四条の十四 銀行持株会社の常務に従事する取締役(指名委員
会等置会社にあつては執行役、外国所在銀行持株会社(銀行を子会
社とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の十七第一項の認
可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可
を受けているものをいう。以下同じ。)にあつては当該外国所在銀
行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類
する職にある者。次項において同じ。)は、法第五十二条の十九第
一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を
受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当
該銀行持株会社を經由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 3 五 (略)

2 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧
等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内
閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては
、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲

三丁六 (略)

3 3 6 (略)

(銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請)

第三十四条の十四 銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会設
置会社にあつては執行役、外国所在銀行持株会社(銀行を子会社と
する外国の持株会社であつて、法第五十二条の十七第一項の認可を
受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受
けているものをいう。以下同じ。)にあつては当該外国所在銀行持
株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役又はこれらに類する
職にある者。次項において同じ。)は、法第五十二条の十九第一項
の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受け
ようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、当該銀
行持株会社を經由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 3 五 (略)

2 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧
等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内
閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間説明書類にあつては
、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲

げる事項を除く。)とする。

一 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ・ヘ (略)

二丁六 (略)

2) 4 (略)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜ハ (略)

九 合併後存続する銀行持株会社の定款、取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに合併後における銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二丁十五 (略)

2) 3 (略)

げる事項を除く。)とする。

一 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

二 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ・ヘ

二丁六 (略)

2) 4 (略)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜ハ (略)

九 合併後存続する銀行持株会社の定款、取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに合併後における銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二丁十五 (略)

2) 3 (略)

(銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行つた後における銀行持株会社の定款、取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二〜十六 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第三十五条 法第五十二条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜七 (略)

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 (略)

九 当該会社分割を行つた後における銀行持株会社の定款、取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書並びに事務所の位置を記載した書面並びに銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

九の二〜十六 (略)

2・3 (略)

(届出事項)

第三十五条 法第五十二条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二の二（略）

三 銀行を代表する取締役、銀行の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては銀行を代表する取締役、銀行の常務に従事する取締役又は監査等委員（銀行の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（銀行の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三〇二の三十一（略）
二（略）

三 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二の二（略）

三 銀行持株会社を代表する取締役、銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては銀行持株会社を代表する取締役、銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては銀行持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

一〇二の二（略）

三 銀行を代表する取締役、銀行の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（銀行の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三〇二の三十一（略）
二（略）

三 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二の二（略）

三 銀行持株会社を代表する取締役、銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、銀行持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二丁二十四 (略)

4~10 (略)

(登記)

第三十六条の二 (略)

2 その公告方法(会社法第二条第三十三号に規定する公告方法をいう。)が法第五十七条第二号に掲げる方法である銀行及び銀行持株会社は、会社法第九十一条第三項第二十八号イに掲げる事項であつて、中間決算公告等(法第二十条第四項の規定により銀行が行う公告(同条第一項の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に関する公告を除く。)又は第五十二条の二十八第三項の規定により銀行持株会社が行う公告をいう。以下この項において同じ。)の内容である情報の提供を受けるものを、当該事項であつて中間決算公告等以外の公告の内容である情報の提供を受けるものと別に登記することができる。

三の二丁二十四 (略)

4~10 (略)

(登記)

第三十六条の二 (略)

2 その公告方法(会社法第二条第三十三号に規定する公告方法をいう。)が法第五十七条第二号に掲げる方法である銀行及び銀行持株会社は、会社法第九十一条第三項第二十九号イに掲げる事項であつて、中間決算公告等(法第二十条第四項の規定により銀行が行う公告(同条第一項の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書に関する公告を除く。)又は第五十二条の二十八第三項の規定により銀行持株会社が行う公告をいう。以下この項において同じ。)の内容である情報の提供を受けるものを、当該事項であつて中間決算公告等以外の公告の内容である情報の提供を受けるものと別に登記することができる。

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案	現行
<p>別紙様式第1号(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目 次</p> <p>第1~第5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目 次</p> <p>第1~第5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第1号の2(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目次</p> <p>第1~第5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号の2(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目次</p> <p>第1~第5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案	現行
<p>別紙様式第3号(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目次</p> <p>第1~第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況等</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 会社役員の略歴及び所有自社株式 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 銀行法第7条第1項による取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目次</p> <p>第1~第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況等</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 会社役員の略歴及び所有自社株式 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 銀行法第7条第1項による取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第3号の2(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目次</p> <p>第1~第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況等</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 会社役員の略歴及び所有自社株式 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 銀行法第7条第1項による取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号の2(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目次</p> <p>第1~第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>第1 第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況等</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 会社役員の略歴及び所有自社株式 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 銀行法第7条第1項による取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号

改正案	現行
<p>別紙様式第4号(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況等</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴 (略)</p> <p>(記載上の注意) 銀行法第7条第1項による取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況等</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴 (略)</p> <p>(記載上の注意) 銀行法第7条第1項による取締役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第4号の2(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況等</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴 (略)</p> <p>(記載上の注意) 銀行法第7条第1項による取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号の2(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況等</p> <p>1~3 (略)</p> <p>4 支店の代表者及び役付職員の略歴 (略)</p> <p>(記載上の注意) 銀行法第7条第1項による取締役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案	現行
<p>別紙様式第5号(第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第5号(第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第5号の2(第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第5号の2(第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
別紙様式第9号(第20条第1項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第9号(第20条第1項関係) (日本工業規格A4)
第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業報告	第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業報告
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1・2 (略)	1・2 (略)
3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ~ (略)	3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ~ (略)
— 完全子会社等 会社法第847条の3第2項第2号に規定する完全子会社等をいう。	(新設)
— 親会社等 会社法第2条第1項第4号の2に規定する親会社等をいう。	(新設)
4 銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第2項第67号に規定する連結計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)営業所等の状況」、「(5)設備投資の状況」及び「(8)その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団(当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当行の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。	4 銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第2項第55号に規定する連結計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)営業所等の状況」、「(5)設備投資の状況」及び「(8)その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団(当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当行の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。
5 (略)	5 (略)
1 (略)	1 (略)
2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項	2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項
(1) 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)の状況	(1) 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)の状況
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び9を除く。)	1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2及び7を除く。)
2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)があるときは、辞任した旨又は解任された旨、会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があるときは、その意見の内容及び同法第342条の2第2項又は第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)	2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)があるときは、辞任した旨又は解任された旨、会社法第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があるときは、その意見の内容及び同条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)
3~5 (略)	3~5 (略)
6 監査等委員若しくは監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査等委員若しくは当該監査委員に就いている取締役又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見	6 監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査委員に就いている取締役又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行								
<p>を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p><u>7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>— 銀行が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</p> <p>— 銀行が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p><u>8 事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社に限る。)であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</u></p> <p><u>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。) 会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。</p> <p>(3) <u>責任限定契約</u></p> <table border="1" data-bbox="222 1435 963 1605"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>会社役員(取締役又は監査役に限る。)と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</u></p>	氏名	責任限定契約の内容の概要							<p>「その他」に記載すること。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第3号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第4号に規定する報酬等についても記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、委員会設置会社にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、委員会設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。</p> <p>(新設)</p>
氏名	責任限定契約の内容の概要								

改正案	現行								
<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(③及び④を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。 — 銀行の親会社等(自然人であるものに限る。) — 銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。 (略) — 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会 — 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>③ 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p>	<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(④及び⑤を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。 (略) (新設) — 委員会設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>③ 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="1440 1323 2181 1491"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 社外役員と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。</p> <p>④ 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要						
氏名	責任限定契約の内容の概要								

改正案	現行																											
<p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第6号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「銀行の親会社等からの報酬等」については、<u>次の又はに掲げる場合の区分に応じ、当該又はに定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であつた期間に受けたものに限る。)</u></p> <p>— <u>銀行に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該銀行を除く。)</u></p> <p>— <u>銀行に親会社等がない場合 銀行の子会社又は子法人等</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>次に掲げる事項を「その他」に記載すること。</u></p> <p>— <u>報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が会社法第399条第</u></p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第6号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第7号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「銀行の親会社等からの報酬等」については、<u>銀行の親会社又は当該親会社(当該銀行に親会社がない場合にあつては、当該銀行)の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であつた期間に受けたものに限る。)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>以下の事項を「その他」に記載すること。</u></p> <p>(新設)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																										
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

改正案	現行
<p><u>1 項の同意をした理由</u> — ~ — (略) 4・5 (略) (2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) <u>次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。</u> 1・2 (略) <u>3 会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに規定する体制</u> 4 (略)</p> <p>9 特定完全子会社に関する事項 (記載上の注意) <u>銀行(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第 847 条の 3 第 2 項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該銀行及びその完全子会社等(同法第 847 条の 3 第 3 項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下 9 において同じ。)における当該銀行のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が当該銀行の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の 5 分の 1 (同法第 847 条の 3 第 4 項の規定により 5 分の 1 を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第 118 条第 4 号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>10 親会社等との間の取引に関する事項 (記載上の注意) <u>銀行とその親会社等との間の取引(当該銀行と第三者との間の取引で当該銀行とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該銀行の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第 112 条第 1 項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第 118 条第 5 号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>11・12 (略)</p>	<p>— ~ — 4・5 (略) (2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) <u>以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要を記載すること。</u> 1・2 (略) (新設) <u>3 (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9・10 (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行								
<p>7 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u> <u>銀行が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合</u> 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由 <u>銀行が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合</u> 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p>8 <u>事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社に限る。)であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</u> <u>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。)</u> 会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第5号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、<u>指名委員会等設置会社でない銀行</u>については、記載を省略することができる。</p> <p>(3) <u>責任限定契約</u></p> <table border="1" data-bbox="214 1394 963 1562"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>会社役員(取締役又は監査役に限る。)</u>と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要							<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第3号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第4号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>委員会設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、<u>委員会設置会社でない銀行</u>については、記載を省略することができる。</p> <p>(新設)</p>
氏名	責任限定契約の内容の概要								

改正案	現行								
<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること((3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(<u>会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。</u>) であることが重要な兼職(<u>同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。</u>) に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。 — 銀行の親会社等(自然人であるものに限る。) — 銀行又は銀行の特定関係事業者(<u>会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。</u>) の業務執行者又は役員(<u>業務執行者であるものを除く。</u>)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。 (略) — 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会 — 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p>	<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること((4)及び(5)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(<u>会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。</u>) に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が銀行又は銀行の特定関係事業者(<u>会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。</u>) の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。 (略) (新設) — 委員会設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="1440 1277 2184 1445"> <thead> <tr> <th data-bbox="1440 1277 1679 1321">氏名</th> <th data-bbox="1679 1277 2184 1321">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1440 1321 1679 1365"></td> <td data-bbox="1679 1321 2184 1365"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1365 1679 1410"></td> <td data-bbox="1679 1365 2184 1410"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1410 1679 1445"></td> <td data-bbox="1679 1410 2184 1445"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 社外役員と銀行との間で責任限定契約(<u>会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。</u>) を締結しているときは、当該契約の内容(<u>当該契約によつて当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。</u>) の概要を記載すること。</p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要						
氏名	責任限定契約の内容の概要								

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行																											
<p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第6号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「銀行の親会社等からの報酬等」については、<u>次の又はに掲げる場合の区分に応じ、当該又はに定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であつた期間に受けたものに限る。)</u></p> <p>— <u>銀行に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該銀行を除く。)</u></p> <p>— <u>銀行に親会社等がない場合 銀行の子会社又は子法人等</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>次に掲げる事項を「その他」に記載すること。</u></p> <p>— <u>報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が会社法第399条第1項の同意をした理由</u></p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第6号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第7号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「銀行の親会社等からの報酬等」については、<u>銀行の親会社又は当該親会社(当該銀行に親会社がない場合にあつては、当該銀行)の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であつた期間に受けたものに限る。)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役 (社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>以下の事項を「その他」に記載すること。</u></p> <p>(新設)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役及び執行役 (社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																										
取締役及び執行役 (社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行
<p>__ ~ __ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) 次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。 1・2 (略) 3 会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに規定する体制 4 (略)</p> <p>9 特定完全子会社に関する事項 (記載上の注意) 銀行(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第 847 条の 3 第 2 項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該銀行及びその完全子会社等(同法第 847 条の 3 第 3 項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下 9 において同じ。)における当該銀行のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が当該銀行の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の 5 分の 1 (同法第 847 条の 3 第 4 項の規定により 5 分の 1 を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第 118 条第 4 号の規定に従い記載すること。</p> <p>10 親会社等との間の取引に関する事項 (記載上の注意) 銀行とその親会社等との間の取引(当該銀行と第三者との間の取引で当該銀行とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該銀行の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第 112 条第 1 項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第 118 条第 5 号の規定に従い記載すること。</p> <p>11・12 (略)</p>	<p>__ ~ __ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) 以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要を記載すること。 1・2 (略) (新設) 3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9・10 (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 10 号

改正案	現行
別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)
第 期 [年 月 日から 年 月 日まで	第 期 [年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日作成 年 月 日備付	年 月 日作成 年 月 日備付
附属明細書 住所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印	附属明細書 住所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。	1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
2 ~ 4 (略)	2 ~ 4 (略)
1 計算書類に関する事項	1 計算書類に関する事項
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 営業経費	(3) 営業経費
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。	監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。
(4) (略)	(4) (略)
2 事業報告に関する事項	2 事業報告に関する事項
(1) 会社役員の兼職の状況	(1) 会社役員の兼職の状況
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 8 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、銀行法第 7 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。	2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、銀行法第 7 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
3・4 (略)	3・4 (略)
(2) 親会社等との間の取引に関する事項	(新設)
(記載上の注意)	
銀行とその親会社等(会社法第 2 条第 1 項第 4 の 2 号に規定する親会社等をいう。以下同じ)との間の取引(当該銀行と第三者との間の取引で当該銀行とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該銀行の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第 112 条第 1 項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる事項を省略するものに限る。)がある場合には、会社法施行規則第 128 条第 3 項の規定に従い記載すること。	
(3) (略)	(2) (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p> <p>目 次</p> <p>第 1・第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p> <p>目 次</p> <p>第 1・第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p> <p>目 次</p> <p>第 1・第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 1 第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業概況等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 会社役員の略歴及び所有自社株式 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 銀行法第 52 条の 19 第 1 項による取締役 (<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、執行役) の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p> <p>目 次</p> <p>第 1・第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 1 第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業概況等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 会社役員の略歴及び所有自社株式 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 銀行法第 52 条の 19 第 1 項による取締役 (<u>委員会設置会社</u>にあつては、執行役) の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行								
<p>を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p><u>7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>— 銀行持株会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</p> <p>— 銀行持株会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p><u>8 事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社に限る。）であつて金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</u></p> <p>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。</p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。）<u>、</u> 会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第 5 号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、<u>指名委員会等設置会社でない銀行持株会社</u>については、記載を省略することができる。</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="222 1435 963 1605"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行持株会社との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要							<p>「その他」に記載すること。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、<u>会社法施行規則第 121 条第 3 号ロ又はハ</u>により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第 4 号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>委員会設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、<u>委員会設置会社でない銀行持株会社</u>については、記載を省略することができる。</p> <p>(新設)</p>
氏名	責任限定契約の内容の概要								

改正案	現行								
<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること((3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(<u>会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。</u>) であることが重要な兼職(<u>同令第 121 条第 8 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。</u>) に該当する場合は、銀行持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行持株会社が知つているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。 — <u>銀行持株会社の親会社等(自然人であるものに限る。)</u> — <u>銀行持株会社又は銀行持株会社の特定関係事業者(<u>会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号に規定する特定関係事業者をいう。</u>) の業務執行者又は役員(<u>業務執行者であるものを除く。</u>)</u></p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。 (略) — <u>監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会</u> — <u>指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</u></p> <p>2 (略) (削る)</p> <p>(3) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p>	<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること((4)及び(5)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(<u>会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。</u>) に該当する場合は、銀行持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が銀行持株会社又は銀行持株会社の特定関係事業者(<u>会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号に規定する特定関係事業者をいう。</u>) の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行持株会社が知つているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。 (略) (新設) — <u>委員会設置会社の監査委員 監査委員会</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="1440 1323 2181 1491"> <thead> <tr> <th data-bbox="1440 1323 1679 1367">氏名</th> <th data-bbox="1679 1323 2181 1367">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1440 1367 1679 1406"></td> <td data-bbox="1679 1367 2181 1406"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1406 1679 1445"></td> <td data-bbox="1679 1406 2181 1445"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1445 1679 1491"></td> <td data-bbox="1679 1445 2181 1491"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) <u>社外役員と銀行持株会社との間で責任限定契約(<u>会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。</u>) を締結しているときは、当該契約の内容(<u>当該契約によつて当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。</u>) の概要を記載すること。</u></p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要						
氏名	責任限定契約の内容の概要								

改正案	現行																											
<p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 124 条第 5 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第 6 号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「当社の親会社等からの報酬等」については、<u>次の又はに掲げる場合の区分に応じ、当該又はに定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であつた期間に受けたものに限る。)</u> <u>銀行持株会社に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該銀行持株会社を除く。)</u> <u>銀行持株会社に親会社等がない場合 銀行持株会社の子会社又は子法人等</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当社の新株予約権等に関する事項 (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項 (1) 会計監査人の状況 (略) (記載上の注意) 1・2 (略) 3 <u>次に掲げる事項を「その他」に記載すること。</u> <u>報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が会社法第 399 条第</u></p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 124 条第 6 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第 7 号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「当社の親会社等からの報酬等」については、<u>銀行持株会社の親会社又は当該親会社(当該銀行持株会社に親会社がない場合にあつては、当該銀行持株会社)の子会社若しくは子法人等</u>から当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であつた期間に受けたものに限る。)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当社の新株予約権等に関する事項 (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役 (社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項 (1) 会計監査人の状況 (略) (記載上の注意) 1・2 (略) 3 <u>以下の事項を「その他」に記載すること。</u> (新設)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役及び執行役 (社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																										
取締役及び執行役 (社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

改正案	現行
<p><u>1 項の同意をした理由</u></p> <p>— ~ —</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意)</p> <p><u>次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに規定する体制</u></p> <p>4 (略)</p> <p>9 <u>特定完全子会社に関する事項</u> (記載上の注意)</p> <p><u>銀行持株会社(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第 847 条の 3 第 2 項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該銀行持株会社及びその完全子会社等(同法第 847 条の 3 第 3 項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下 9 において同じ。)における当該銀行持株会社のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が当該銀行持株会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の 5 分の 1(同法第 847 条の 3 第 4 項の規定により 5 分の 1 を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第 118 条第 4 号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>10 <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> (記載上の注意)</p> <p><u>銀行持株会社とその親会社等との間の取引(当該銀行持株会社と第三者との間の取引で当該銀行持株会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該銀行持株会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第 112 条第 1 項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第 118 条第 5 号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>11・12 (略)</p>	<p>— ~ —</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意)</p> <p><u>以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要を記載すること。</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9・10 (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 15 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 附属明細書</p> <p>年 月 日作成 住所 年 月 日備付 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>(記載上の注意) 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 ~ 4 (略)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 営業経費 (略)</p> <p>(記載上の注意) 監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。 (4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 (略) 2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 8 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、銀行法第 7 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。 3・4 (略)</p> <p>(2) 親会社等との間の取引に関する事項 (記載上の注意) 銀行持株会社とその親会社等(会社法第 2 条第 1 項第 4 の 2 号に規定する親会社等をいう。以下同じ)との間の取引(当該銀行持株会社と第三者との間の取引で当該銀行持株会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該銀行持株会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第 112 条第 1 項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる事項を省略するものに限る。)がある場合には、会社法施行規則第 128 条第 3 項の規定に従い記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 附属明細書</p> <p>年 月 日作成 住所 年 月 日備付 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>(記載上の注意) 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 ~ 4 (略)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 営業経費 (略)</p> <p>(記載上の注意) 監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。 (4) (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 (略) 2 取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、銀行法第 7 条第 1 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。 3・4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p>